

監 査 公 表

静岡市監査公表第 5 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表する。

平成 29 年 8 月 31 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成 28 年度包括外部監査（子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について）

1 浜石野外センターの施設管理及び事務執行 [青少年育成課]

管理委託業務実施報告書の報告日付について

【指摘事項】

委託事業者から提出された月報に事実に基づかない日付により受領印が押印されているものがあった。月報の目的は対象月末までの業務内容を報告することであり、市は報告書類作成のための時間的余裕を認めて翌月 10 日までの提出と定めているにもかかわらず、報告日付を 1 日に統一することに意義はない。それどころか、本来の日付と異なる日付で受領することは不適切な事務処理である。そのため、市は実際に受領した日を受領日とする必要がある。

【措置の状況】

平成 28 年度になって課内で事務手続きの見直しを行い、同年度 4 月分の月報からは、契約書に記載された報告期限までに提出されたことを確認したうえで、実際に受領した日付で受領印を押印するよう対応しております。

2 私立こども園・保育所等延長保育事業費補助金 [幼保支援課]

交付申請書の提出日付について

【指摘事項】

延長保育事業費補助金は国の補助金に関する事業であり、交付申請書の提出時期が 11 月から 12 月になるのはやむを得ないと考えられる。しかし、受領印の意義を考えると、実際に受領した日以外の日付で押印することは問題があり、実際の日付に合わせた事務処理を行う必要がある。

【措置の状況】

補助対象事業が4月から始まっているため、平成27年度は事業着手後の国の交付要綱が示されてから申請書を提出していただき、申請書の日付、受領印及び交付決定を4月1日で行っていましたが、平成28年度の延長保育事業費補助金交付申請書は、実際の申請日、受理した日付の受領印の押印とするよう変更いたしました。

補助事業には、交付申請を受け、交付決定をした以降でなければ補助対象事業とすべきではない場合と交付決定以前の事業も追認により補助対象事業としても差し支えない場合があります。

当該補助事業は、以前から実施しており、交付要綱で事業の内容・方法が確定し、市が実績を確認することで補助目的を達成できる性質のものであるため、申請日前の事業着手が不適切な執行となるものではないことから、後者に分類されるものと判断しました。この取扱いでは申請日付を遡る必要はないことから、実際に受理した日付で受領印を押印し、申請日前の事業も追認することで補助対象とするよう変更しました。

3 私立こども園・保育所等一時保育事業費補助金 [幼保支援課]

交付申請書の提出日付について

【指摘事項】

一時預かり等事業費補助金は、国の補助金に関する事業であり、交付申請書の提出時期が11月から12月になるのはやむを得ないと考えられる。受領印押印の意義を考えると、実際受領した日以外の日付で受領印を押印するのは不適切であり、実際の日付に合わせた事務処理を行う必要がある。

【措置の状況】

補助対象事業が4月から始まっているため、平成27年度は事業着手後の国の交付要綱が示されてから申請書を提出していただき、申請書の日付、受領印及び交付決定を4月1日で行っていましたが、平成28年度の一時預かり事業費補助金交付申請書は、実際の申請日、受理した日付の受領印の押印とするよう変更いたしました。

補助事業には、交付申請を受け、交付決定をした以降でなければ補助対象事業とすべきではない場合と交付決定以前の事業も追認により補助対象事業としても差し支えない場合があります。

当該補助事業は、以前から実施しており、交付要綱で事業の内容・方法が確定し、市が実績を確認することで補助目的を達成できる性質のものであるため、申請日前の事業着手が不適切な執行となるものではないことから、後者に分類されるものと判断しました。この取扱いでは申請日付を遡る必要はないことから、実際に受理した日付で受領印を押印し、申請日前の事業も追認することで補助対象とするよう変

更しました。

4 私立こども園・保育所等小規模施設整備費等補助金 [幼保支援課]

支出命令書の添付書類について

【指摘事項】

私立こども園・保育所等小規模施設整備費等補助金の支出命令決裁の都度、補助金交付要綱を印刷し添付されているが、当該要綱が市のホームページにも掲載されている点を考えると、用紙の浪費をしていることとなる。当該要綱の添付の必要性については検討が必要である。

【措置の状況】

静岡市会計規則第 58 条第 1 項第 5 号において、支出命令書に添付しなければならない書類として、「支出の金額を明らかにするもの」と定められています。「支出の金額を明らかにするもの」とは、補助金交付決定伺等を指し、市のマニュアルにおいて、補助金交付決定伺に添付しなければならない書類として、「交付要綱」と定められております。交付要綱は、補助金の目的及び基準等を明らかにし、適正性を確認するための根拠となる資料であることから、会計規則に従い、支出命令書ごとに添付することが必要であると考えます。

5 利用者負担額助成事業補助金 [幼保支援課]

同意書における適切な署名の入手について

【指摘事項】

利用者負担額助成事業補助金の同意書にて父、母及び同居祖父母の本人署名が必要となるが、同一人物による署名であると思われる同意書が何件か見受けられた。署名入手の際に署名欄の筆跡を確認し、疑わしいものがあれば提出者に確認することが必要である。また、確認により自筆でないことが判明した場合、再提出をさせて確実に本人の署名を入手する体制を構築する必要がある。

【措置の状況】

御指摘に係る本人の同意は、本人が税に関する証明書の提出を省略できるよう、その情報を幼保支援課の職員が閲覧することについての同意であり、それによって過大な損害が生ずることは見込まれません。このような事情を踏まえると、本人の同意がなされたことについては署名又は記名押印により確認するのが相当であると考え、平成 29 年度からは、父母、同居の祖父母の全員について、署名又は記名押印を求めるにしました。

もっとも、「同一人物による署名であると思われる同意書」のように、本人の同意

がなされたことについて疑問が生ずるものについては、御指摘のように再提出をさせるなどの方法により、本人の同意がなされたかどうかをあらためて確認するよう努めることにします。

6 私学振興補助金 [幼保支援課]

前金払いとする理由の記載について

【指摘事項】

私学振興補助金については、前金払いをうけないと資金不足が生じることを理由として記載しているが、実際には資金不足に陥る可能性は見受けられなかった。

前金払いは例外的な支払方法であることから、これを行う場合には適切な理由を根拠として記載する必要がある。

【措置の状況】

補助金に係る前金払いについては、地方自治法施行令第 163 条第 2 号において、特段の制約なく支出することが認められています。

本事業は、市内の学校法人の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、すべての子どもたちが良好な教育環境の中で学ぶことができ、かつ、多様で特色ある教育を受けられるよう、施設の運営に要する経費を支援し、本市の教育環境をさらに高めていくためのものです。

具体的には、教材や備品の購入、施設修繕、通園バスの運行など、幅広く「施設の運営に要する経費」を支援しており、あらかじめ施設及び保護者負担の軽減を図ることが、施設の円滑な運営に資することから、前金払いを行っておりまます。

7 指導監査業務 [幼保支援課]

復命の遅延について

【指摘事項】

静岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱では指導監査終了後「速やか」に復命することが求められているが、実際の復命は指導監査終了後 6 か月を超えていた。今後は要綱を遵守する必要がある。

【措置の状況】

通常、指導監査は、市立園を 5 月から 6 月に、私立園を 6 月から 2 月に順次実施していますが、平成 27 年度は、新制度に移行したことに伴い、要綱や調書の大幅な見直しなどに時間を要し、通常のスケジュールより 2 ヶ月遅れて監査を実施しました。このため、私立園の監査に充てられる期間が大幅に短くなり、監査の実施を最

優先としたことから、本来であれば 10 月末頃までに復命すべきところ、市立園の復命に遅延が生じてしまいました。遅延の原因は、復命のスケジュール管理を組織として行っていたなかったことにあることから、今後は、指導監査日程表で復命についても管理し、復命の遅延の再発防止に努めてまいります。

平成 29 年度の市立こども園等に対する指導監査については、5 月 15 日～6 月 12 日の間に実施する予定であり、復命についても、7 月末までに実施します。

なお、平成 30 年度以降についても、指導監査終了後、できるだけ速やかに復命を行うこととします。